

## 国債先物取引等におけるイブニング・セッションの概要

平成12年 6月29日  
東京証券取引所

| 項 目                 | 内 容   | 備 考  |
|---------------------|---|--|
| イブニング・セッション         |   |  |
| 1．取引時間              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・午後 3 時30分から 6 時までとする。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・半休日は行わない。</li> </ul>                           |
| 2．取引対象              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期国債先物取引、中期国債先物取引、限月間スプレッド取引</li> <li>・長期国債先物オプション取引、中期国債先物オプション取引</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中期国債先物オプション取引は、平成12年11月20日取引開始。</li> </ul>     |
| 3．取引の位置付け           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・転売・買戻し及び権利行使並びに証拠金及び値洗い差金等の計算は、取引日単位で行う。（イブニング・セッション開始時から翌日（休業日を除く。以下同じ。）の午後立会終了時までを1サイクルとし、これを「取引日」という。）</li> </ul>                              |  |
| (1) 清算値段及び証拠金算定基準値段 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・清算値段及び証拠金算定基準値段は、取引日ごと（翌日の午後立会終了時（翌日が半休日に当たるときは、午前立会終了時））に定める。</li> </ul>   |  |
| (2) 転売又は買戻しの申告      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・イブニング・セッションにおける取引に係る本所への転売又は買戻しの申告は、翌日の午後立会終了時から午後 4 時30分まで（翌日が半休日に当たるときは、午前立会終了時から午後 0 時30分まで）の間に、翌日の午前立会、午後立会分と合わせて行う。</li> </ul>               |  |
| (3) 権利行使の申告         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・正会員及び国債証券先物取引等特別参加者（以下「正会員等」という。）が本所に対して行うオプションの権利行使の申告は、権利行使を行う日の午後立会終了時から午後 4 時30分まで（権利行使を行う日が半休日に当たるときは、午前立会終了時から午後 0 時30分まで）の間に行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・イブニング・セッションにおける取引に係る権利行使は、当日中は行えない。</li> </ul> |

| 項 目                     | 内 容  | 備 考  |
|-------------------------|--|--|
| (4) 証拠金の預託              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客が正会員等に対して行うオプションの権利行使の指示は、権利行使を行う日の午後3時45分まで（権利行使を行う日が半休日に当たるときは、午前11時45分まで）に行う。</li> <li>・オプションの権利行使が行われた場合には、本所に権利行使の申告が行われた日の午後3時（半休日に当たるときは、午前11時）に当該権利行使の意思表示が行われたものとみなして、当該時刻に国債先物取引が成立するものとする。</li> <li>・イブニング・セッションにおける取引に係る証拠金の預託は、翌日の午前立会、午後立会分と合わせて行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・差入れ日は、当該取引日の終了する日の翌日。</li> </ul>     |
| (5) 値洗い差金及びオプション取引代金の授受 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・値洗い差金及びオプション取引代金の授受は、翌日の午前立会、午後立会分と合わせて行う。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・授受する日は、当該取引日の終了する日の翌日。</li> </ul>    |
| 4. 注文の付合わせ方法等           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・午前立会及び午後立会と同様に行う。</li> </ul>   |  |
| 5. 注文受付開始時間             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・イブニング・セッション開始時の10分前（午後3時20分）から注文受付を開始する。</li> </ul>  |  |
| 6. 注文の有効期間              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・午後立会終了時又はイブニング・セッション終了時未執行の注文については、それぞれ午後立会終了時又はイブニング・セッション終了時に効力を失う。</li> </ul>   |  |
| 7. 限月取引の終了              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引最終日は取引日ベースとし、限月取引は午後立会終了時に終了する。</li> </ul>   |  |
| 8. 新規限月取引の設定等           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規限月取引・新規限月間スプレッド取引の取引開始及び先物オプション取引における権利行使価格の追加設定については、午前立会からとする。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該取引日に係るイブニング・セッションは行わない。</li> </ul> |

| 項 目  | 内 容  | 備 考                |    |           |       |            |    |  |
|--|--|--------------------|----|-----------|-------|------------|----|--|
| <p>9 . 各種報告書の取扱い</p> <p>(1)大口建玉に係る報告</p> <p>(2)大口対当取引及び投資部門別売買内容に係る報告</p> <p>10 . その他</p> <p>(1)取引に関する通知書に記載する売買成立日</p> <p>(2)定率会費及び定率負担金の取扱い</p> <p>制限値幅の臨時拡大措置</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大口建玉に係る報告は、午後立会終了時における建玉残高に基づいて行う。</li> <li>・大口対当取引及び投資部門別売買内容に係る報告は、前々週の最終営業日のイブニング・セッション開始時から前週の最終営業日の午後立会終了時までのものについて、毎週第2営業日の正午までに行う。</li> <li>・国債証券先物特例第42条等の規定に基づき顧客に対して毎月送付する取引に関する通知書に記載する売買成立日（取引成立日）に関しては、イブニング・セッション約定分について当該イブニング・セッションに係る取引日の終了する日付を記載する。</li> <li>・定率会費及び定率負担金については、前々月の最終営業日のイブニング・セッションから前月の最終営業日の午後立会までの分について、毎月の15日に納入する。</li> <li>・イブニング・セッション導入に合わせ、呼値の制限値幅を臨時に拡大する場合の手続きを明確化するものとする。</li> <li>・呼値の制限値幅の上限又は下限の値段において買特別気配又は売特別気配が5分以上継続して表示されている場合には、取引を一時中断した後、当該取引日における呼値の制限値幅を以下の ~ のとおり拡大して取引を再開する。</li> </ul> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>中期国債先物取引及び長期国債先物取引</td> <td style="text-align: right;">3円</td> </tr> <tr> <td>超長期国債先物取引</td> <td style="text-align: right;">4円50銭</td> </tr> <tr> <td>限月間スプレッド取引</td> <td style="text-align: right;">6円</td> </tr> </table> | 中期国債先物取引及び長期国債先物取引 | 3円 | 超長期国債先物取引 | 4円50銭 | 限月間スプレッド取引 | 6円 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・制限値幅の拡大措置は、限月取引ごと、限月間スプレッド取引ごと、銘柄ごとに行う。</li> <li>・取引の一時中断時間は15分以上とする。</li> </ul> |
| 中期国債先物取引及び長期国債先物取引   | 3円   |                    |    |           |       |            |    |  |
| 超長期国債先物取引  | 4円50銭  |                    |    |           |       |            |    |  |
| 限月間スプレッド取引   | 6円   |                    |    |           |       |            |    |  |
| <p>1 . 原則</p>  |  |                    |    |           |       |            |    |  |

| 項 目   | 内 容   | 備 考   |
|---|---|---|
| <p>2 . 立会終了前25分間の取扱い</p> <p>3 . その他</p> <p>実施時期</p> | <p>国債先物オプション取引 3円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立会終了時までの時間が25分以下である場合には、当該立会中は取引の一時中断・当該立会中の呼値の制限値幅の臨時拡大は行わない。</li> <li>・イブニング・セッション終了時又は午前立会終了時において呼値の制限値幅の上限又は下限の値段において買特別気配又は売特別気配が表示されている場合であって、当該気配表示が5分以上継続して行われていたときは、当該取引日における呼値の制限値幅を、1 . の ~ のとおり拡大して午前立会又は午後立会を開始する。</li> <li>・売特別気配が1銭で表示されている場合及び既に呼値の制限値幅が拡大されている場合は、当該取引日における制限値幅の臨時拡大措置は行わない。</li> <li>・平成12年9月18日とする。</li> </ul> <p style="text-align: right;">以 上</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引再開後の取引時間を確保するため。</li> </ul> |